



平成 23 年 11 月 29 日

各 位

会 社 名 アジア・アライアンス・
ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高森 幸太郎
(コード番号：9318 東証第 2 部)
問合せ先 経営企画部長 上野 弘行
(TEL：03-5638-8562)

株主総会へのストックオプションとしての新株予約権の発行の付議

及びその発行内容の決定を取締役に委ねる件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員、社外協力者に対して、ストックオプションとして新株予約権（以下、「本ストックオプション」といいます。）を発行することの承認を求める議案を平成 24 年 1 月 13 日開催予定の臨時株主総会（以下、「本件株主総会」といいます。）に上程付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、具体的な発行内容、すなわち、割当日（割当を行うか否かを含む）、割当対象者、割当個数等の決定につきましては、後日開催（時期未定）の取締役会決議に委ねるものとなっております。

併せて、当社は、上記取締役会において、第三者割当による新株式および新株予約権を発行することの承認を求める議案を本件株主総会に上程付議することを決議しており、同日開示しております。

記

- 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の取締役、監査役、執行役員、従業員、社外協力者の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社の企業価値向上に資することを目的とし、ストックオプション制度を実施するため。
- 本件新株予約権と引換えに金銭の払い込みをすることの要否
本件新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない。
- 本件新株予約権を割り当てる日
当社取締役会に委任するものとする。
- 本件新株予約権の数
200,000個を上限とする。
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 20,000,000株を上限とし、下記5(1)に定義する対象株式数が調整された場合は、当該新株予約権にかかる調整後の対象株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とする。
- 本件新株予約権の内容
 - 新株予約権の目的である株式の数
新株予約権1個につき目的となる株式（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式